

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係 沖縄返還協定放棄請求権

| | |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: 出版者: 公開日: 2019-02-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属: |
| URL | http://hdl.handle.net/20.500.12000/43688 |

1
(北米一主管諸問題)
(一級)

致

概一主管神級由保諸問題(神級由發給關係)

(1951)

1. 對未放棄請求權等

在遺留第4條1項v. 如對未放棄請求權等

1952年 南發新 施設新 華中 命令v. 隨... 從來...
附新 施設新 華中 命令v. 隨... 從來...
附新 施設新 華中 命令v. 隨... 從來...

次請求命令v. 國の 標準 調查 結果 之 中心 (今後新
規 請求 提出 之 可能性 有 否, 之 程度

(之 程度 施設新 地方 官 之 権限)。今後 19...
之 調査 結果 之 中心 之 政府 之 中心 之 中心

對 於 措置 之 中心 之 中心 之 中心 (南發新
之 中心 之 中心 之 中心 之 中心 之 中心)

復 元 補償 之 問題 之 中心 之 中心 (今後 南發新 之 中心 之 中心
之 中心 之 中心 之 中心 之 中心 之 中心)

3. 在遺留第4條3項關係

在遺留第4條3項關係 之 中心 之 中心 之 中心

一部 之 中心 之 中心 之 中心 之 中心 之 中心
關係 之 中心 之 中心 之 中心 之 中心 之 中心

之 中心 之 中心 之 中心 之 中心 之 中心
之 中心 之 中心 之 中心 之 中心 之 中心

之 中心 之 中心 之 中心 之 中心 之 中心
之 中心 之 中心 之 中心 之 中心 之 中心

之 中心 之 中心 之 中心 之 中心 之 中心

2. VOA沖繩中継局移転問題

(1) VOA沖繩中継局は明年5月15日24. 業務を停止
 中継局を2ヶ所、2ヶ所に日本人的な処置、
 土地の復元補償等処理可能な問題が幾つか存在
 中継局。2ヶ所問題が政府部門の各府庁に付いて
 2ヶ所、各府庁間の調整が(5月22日)に
 調整機能は果ては国内に2ヶ所中継局開設の通知
 如何。

(2) 上記日本人職員の問題(4ヶ所) 雇用保険給付問
 題については、現在省省の審判中(米側と協定中
 2ヶ所) 他諸問題(駐留軍団待遇改善特別
 措置法上の特別給付金、一見給金の差額等の給付)
 1ヶ所は沖繩振興開発特別措置法の運用に付
 いては、米側と交渉中(別添参照)

法規課長 (20-22(94))
 幻 (20-22(94))
 アメリカ局長
 参事官
 北米第一課長
 首席事務官

VOA従業員処遇問題に関する
 8月15日付琉球新報の報道
 総務部長
 5. 8. 18
 1270

本件報道(創刊)につき沖繩南先
 庁総務局長(山本事務官)に照
 会したところ是方の回答要旨の通り。
 1. 慶谷総務局長は沖護勤務時代に
 渡部議員と懇意であった旨訂保もあ
 り、7月頃同議員から総務局長に対し
 電伝をもち、同議員は8月に沖護に行
 くことになっている、VOAへの日本人
 の会から同議員に対しておこなわれているVO
 A日本人従業員処遇問題に関する要請

(外務大臣が述べられているものと同じ内容) 2

書に対する回答を求められる可種性が
強いためその答振りに対し意見を求め

越した。これに対し在留滞在において在
要滞の個人の事情について必要に応じて労働

者、照合の上、それぞれの事情に於ける考
慮があるいは現状をメモ書きにして総務

局長へ提出しおいた。
琉球新報が政府側の回答として

報告している内容は右メモ書きと同じ内容
あり、総務局長が渡部議員に同メモを

手交したかあるいは渡部議員が総務
局長の話を記録して来たかのいずれかであ

ると考えられる。いずれにしても同メモ書き
は政府の正式回答というわけではない。

2. 琉球新報が政府回答について報
じている内容について詳述すれば次のと

おり。

(1) VOA 従業員の処遇問題等と取り扱

様案に^{報告の如く}ついてはほかに書きたりした。

(2) 沖縄振興南米特別措置法の解
(内閣府特別法2)

読書によればVOA 従業員は同法第41
条一ハに該当するの^{（同法第41条一）}失業者取扱

の支給対象となる。手帳所持者には
同法第43条に^{（同法第43条）}刊載就職促進手当が

支給される。同様規定は駐留軍南
米離職者等臨時措置法にもあり、い

れも支給期間は一三年間となっており
政令で定められている。従って適用法

律が異なただけで実態は同じといる。
なお手帳所持者が同時に失業保険

受給者である場合、失業保険を受給している場合は
職促進手当は支給されないこととなる

ている(同法施行令第19条)

(3) 退職金の差額補償は日本政府とし

てとらえていることではないので雇用者た
る中国政府と異なることが先決と

考之下、次案である。~~(先案) 新南の~~
~~中国と直接折衝した~~とあると教

~~えられた南流片の英因相宛にかか~~
~~り、外務省は中国政社交渉に~~

~~行い、交渉はなされる可能性が~~
~~あり、非と或はとあると事案に~~

~~(意見と照合していただくために、お~~
~~付言いたします。)~~

(4) 雇用保険の加入問題については
何れにも照会した結果を述べたものが

ある。(先案より、報告された方に書
きかたは中国が一方的に責を負っている

おの印象と異なるが) 実態は異なる
とし、また先例との照会も概徴

に段階にあるので表現の仕方にも工夫
が必要しかたを付言した。

(5) VOAの契約業務等についても先案と
(2)と同様沖繩復興用貸付特例措
の理由により

是法が適用されることとしている。

(同法施行令第15条)

(6) 復帰後のVOA退職者に対する等
外務省

の粗いはその前に書かれてある要旨す
べらについてカバーしてほしいという点

にあると思われ^{3/}が、それらには触れず沖
縄振興開発特別措置法について

み触れておいた。

3. 当該メモはなぐり書きで外へ送るま)

なしの如くはなぐりで外務局へ送付す
るのは遺憾させほしい。(18日に依頼

した際は送付するに当たって19日にな
る不断りを徹底したもの。)

儀なくされるもの又は沖縄の失業者で自立のため事業を開始しようとするものに対し、必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

(沖縄失業者求職手帳の発給等)

第四十一条 公共職業安定所長は、次のいずれにも該当し、かつ、労働省令で定める要件に該当する者に対して、その者の申請に基づき、沖縄失業者求職手帳(以下「手帳」という。)を発給する。

一 次のいずれかに該当する者であること。

イ 沖縄の復帰に伴い、一定の事業を行なうことについての制限又は禁止を定めている本邦の法令の規定が新たに沖縄に適用されることとなつたため、従前行なつていた事業が行なえなくなり、若しくは当該事業を行なうことにつき著しい支障を生じたことにより、又は従前の沖縄と本邦との間の輸出若しくは輸入に関する通関手続の代理事務が消滅したことにより、やむなく失業するに至つた者であること。

ロ 沖縄の復帰に伴い、沖縄において適用されていた輸入の制限又は禁止に関する法令が失効したことその他これに準ずる政令で定める事由が発生したためその事業を行なうことにつき著しい支障を生じたことにより、政令で定める期間内にやむなく失業するに至つた者であること。

ハ 琉球列島米国民政府の廃止、昭和四十六年六月十七日以後

における沖縄にあるアメリカ合衆国の軍隊の撤退、部隊の縮小又は予算の削減その他これらに準ずる政令で定める事由の発生に伴い、やむなく失業するに至つた者であつて政令で定める要件に該当するものであること。

二 前号の規定に該当することとなつた日まで、一年以上引き続き、同号イの事業若しくは事務に従事し、同号ロの事業に従事し、又は同号ハの政令で定める要件に該当していた者であること。

2 手帳は、当該手帳の発給を受けた者が前項第一号の規定に該当することとなつた日(その日がこの法律の施行の日前であるときは、この法律の施行の日の前日)の翌日から起算して三年を超過したとき、又は公共職業安定所長が当該手帳の発給を受けた者が労働の意思若しくは能力を有しなくなつたことその他労働省令で定める事由に該当すると認めるときは、その効力を失う。

3 前二項に定めるもののほか、手帳の発給の申請その他手帳に關し必要な事項は、労働省令で定める。

(就職指導の実施)

第四十二条 公共職業安定所は、手帳の発給を受けた者(以下「手帳所持者」という。)に対して、当該手帳がその効力を失うまでの間、労働省令で定めるところにより、その者の再就職を促進するために必要な職業指導(以下「就職指導」という。)を行なうものとする。

[沖法二]

とする。

2 公共職業安定所長は、就職指導を受ける者に対して、公共職業訓練施設を行なう職業訓練を受けることその他その者の再就職を促進するために必要な事項を指示することができる。

(就職促進手当の支給)

第四十三条 国は、手帳所持者に対して、その就職活動を容易にし、かつ、生活の安定を図るため、政令で定めるところにより、就職促進手当を支給する。

(雇用促進事業団による援護業務)

第四十四条 雇用促進事業団は、雇用促進事業団法(昭和二十六年法律第十六号)第十九条に規定する業務のほか、沖縄の労働者の雇用を促進し、その職業の安定を図るため、次の業務を行なう。

一 職業訓練(手帳所持者を作業環境に適応させる訓練を含む。)を受ける手帳所持者に対して職業訓練手当その他の手当を支給すること。

二 就職又は知識若しくは技能の習得をすために移転する手帳所持者に対して移転資金を支給すること。

三 手帳所持者が事業を開始する場合において、自己支度金を支給し、及び必要な資金の借入れに係る債務の保証を行なうこと。

法令編 第一章 振興開発 沖縄振興開発特別措置法

三五

[沖法二]

四 手帳所持者が公共職業安定所の紹介により移転して就職することを容易にするため宿舍の貸与その他宿舍の確保に關し必要な援助を行なうこと。

五 公共職業安定所の紹介により手帳所持者を雇い入れる沖縄の事業主に対して雇用奨励金を支給すること。

六 手帳所持者を作業環境に適応される訓練を行なう事業主に対して職場適応訓練費を支給すること。

七 沖縄の失業者に対して求職のための公共職業安定所との連絡その他求職活動に關し必要な協力を行なうこと。

八 沖縄の失業者に対して再就職を容易にするため必要な知識及び技能を習得させるための講習を行なうこと。

九 沖縄の失業者に対して生活の指導を行なうこと。

十 前各号に附帯する業務を行なうこと。

十一 前各号に掲げるもののほか、沖縄の失業者の再就職の促進及びその生活の安定に關し必要な業務を行なうこと。

2 国は、雇用促進事業団に対して前項に規定する業務に要する費用に相当する金額を交付する。

3 第一項第三号に規定する債務の保証に關する業務は、雇用促進事業団法第十九条の二及び第三十七条第一項の規定の適用については、同法第十九条第三項に規定する業務とみなし、当該業務の委託を受けた金融機関は、同法第三十三条及び第三十九条の規定

| | |
|---|--------|
| 一項第一号 に係る中小企業構造改 善計画 | 構造改善計画 |
| 同条第一項に規定する 新商品若しくは | 新商品又は |
| 固定資産又は同法第五 条第一項の承認に係る 中小企業新分野進出計 画において定められて いる同項に規定する新 商品の開発等による新 たな事業の分野への進 出のための試験研究の 実施に関する事業とし て行う試験研究の用に 直接供する固定資産 | 固定資産 |

第十二条 法第二十一条第三項の規定により中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二十一条第三項に規定する近代化関係中小企業者とみなされた者に関する同法第三条の第五第一項の規定の適用については、同項中「振興事業に係る設備の近代化又は」とあるのは、「振興事業に係る設備の近代化、沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第三十一号）第十九条第一項に規定する指定業種に属する事業に係る設備の近代化又は」とする。

第十三条 法第四十一条第一号ロに規定する政令で定める事由は、沖縄の物品税法（千九百六十四年立法第四十八号）別表に掲げる物品の製造又は販売の事業に従事していた者について、同立法の失効による当該物品の輸入又は移入の量の著しい変動とする。

第十四条 法第四十一条第一号ロに規定する政令で定める期間は、法の施行の日から起算して三年とする。

第十五条 法第四十一条第一号ハに規定する政令で定める事由は、次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

一 沖縄にあるアメリカ合衆国政府の機関又はアメリカ合衆国政府が公認し、かつ、規制するその歳出外資金による機関（以下「合衆国政府の機関等」という。）における業務の消滅又は業務量の著しい減少

二 合衆国政府の機関等との請負契約その他の契約による業務の消滅又は業務量の著しい減少（当該業務を行なう者の責めに帰することができない理由による場合に限る。）

第十六条 法第四十一条第一号ハに規定する政令で定める要

〔沖法二〕

件は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- 一 合衆国政府の機関等に雇用されていた者（駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第五十八号）第二十一条第一号に係る駐留軍関係離職者である者（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）第四百五十五条の規定により同号に係る駐留軍関係離職者である者とみなされる者を含む。）を除く。）であること。
- 二 アメリカ合衆国の軍隊の構成員又は軍属その他の合衆国政府の機関等の職員であつてアメリカ合衆国の国民であるもの（第四号及び第五号において「合衆国関係職員」という。）に雇用されていた者であること。
- 三 合衆国政府との請負契約その他の契約による業務にもつぱら従事していた者であること。
- 四 合衆国政府の機関等が使用する施設又は区域内において、合衆国関係職員に対して物品又は役務を提供する業務にもつぱら従事していた者であること。
- 五 合衆国政府の機関等が使用する施設又は区域がある市町村及びその周辺の市町村の区域のうち労働大臣が指定する区域内において、もつぱら合衆国関係職員に対して物品又は役務を提供する業務にもつぱら従事していた者であること。

第十七条 法第四十三条に規定する就職促進手当（以下「手当」と

法令編 第一章 振興開発 沖縄振興開発特別措置法施行令

〔沖法二〕

いう。）は、法第四十一条に規定する沖縄失業者求職手帳（以下「手帳」という。）の発給の申請の日から起算して八日目に当たる日から当該手帳がその効力を失うまでの間、当該手帳の発給を受けた者が法第四十一条第一項の労働省令で定めるところにより定期的に行なわれる就職指導（以下「就職指導」という。）を受けた場合に、当該就職指導を受けた日の直前の就職指導を受けるべき日の翌日（当該就職指導を受けた日が最初に就職指導を受けるべき日であるときは、手帳の発給の申請の日から起算して八日目に当たる日）から当該就職指導を受けた日までの期間につき、支給する。

二 手帳の発給を受けた者（以下「手帳所持者」という。）が、疾病、負傷その他労働省令で定める理由により就職指導を受けることができない場合において、労働省令で定めるところにより、その理由を記載した証明書を公共職業安定所に提出したときは、前項の規定の適用については、当該就職指導を受けるべき日に就職指導を受けたものとみなす。

第十八条 手帳所持者であつて、法第四十一条第一項第一号の規定に該当することとなつた際事業主に雇用されていたものに係る手当の日額は、労働大臣が定める手当の日額表におけるその者に係る同号の規定に該当することとなつた日現在の賃金日額（その算定については、駐留軍関係離職者等臨時措置法施行令（昭和三十三年

六九

年政令第三十一号)第七条の四の規定の例による。)が属する賃金等級に応じて定められた金額とする。

2 前項に規定する者以外の手帳所持者に係る手当の日額は、その者の居住する地域の区分に応じて労働大臣が定める金額とする。この場合において、その者が法第四十二条第二項の規定に基づく公共職業安定所長の指示により就職活動を行なった日については、労働大臣が定める額を加算するものとする。

(調整)

第十九条 手帳所持者が雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第十四条第二項第一号に規定する受給資格(以下この項において「受給資格」という。)を有する者である場合には、その者が当該受給資格に基づく所定給付日数(同法第二十二條第一項に規定する所定給付日数をいい、同法第二十八條第一項に規定する各延長給付を受ける受給資格者については、当該所定給付日数にこれらの延長給付に係る日数を加えた日数をいう。以下この項において同じ)に相当する日数分の基本手当を受け終わる日(所定給付日数に相当する日数分の基本手当を受け終わる前に当該受給資格に係る同法第二十三條第二項に規定する受給期間(以下この項において「受給期間」という。)が満了するときは、その満了する日)までの間は、手当を支給しない。その者が同法第二十九條第一項又は第三十四條第二項(同法第三十七條第九項において準用する場合を含む。)の規定による給付の制限を受けたため基本手当又

は傷病手当の支給を受けることができなくなった場合において、これらの給付を受けることができなくなった日の前日における基本手当の支給残日数(当該基本手当の受給資格に基づく所定給付日数から既に基本手当又は傷病手当の支給を受けた日数を差し引いた日数(その日数が、基本手当又は傷病手当が支給されないこととなつた日から当該受給資格に係る受給期間が満了する日までの日数を超えるときは、その日から当該受給資格に係る受給期間が満了する日までの日数)をいう。)が経過するまでの間も、同様とする。

2 手帳所持者が雇用保険法第三十九條第二項に規定する特例受給資格(以下この項において「特例受給資格」という。)を有する者である場合には、当該特例受給資格に係る離職の日の翌日から起算して六箇月間(その者が同法第四十條の規定による特例一時金の支給を受けた場合には、同条第二項の規定が行われた日から起算して五十日を経過するまでの間(その間に同項の規定による期間が経過する場合には、当該期間が経過するまでの間)とする。)は、手当を支給しない。その者が同法第四十條第三項において準用する同法第三十四條第一項の規定による給付の制限を受けたため特例一時金の支給を受けることができなくなった場合においては、同法第四十條第二項の規定が行われた日(同項の規定を受けていない者については、同項の規定が行われるべき日)から起算して五十日を経過するまでの間(その間に同項の規定による期間

〔沖法一〕

が経過する場合には、当該期間が経過するまでの間も、同様とする。

3 手帳所持者が雇用保険法第四十五條又は第五十三條の規定に該当する場合には、その者が同法第五十條若しくは第五十四條第一号の規定による雇労働者給付金の支給を受け終わるか、又は受けることができなくなるまでの間は、手当を支給しない。その者が同法第五十二條第三項(同法第五十五條第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ)の規定による給付の制限を受けたため雇労働者給付金の支給を受け終わることができなくなった場合においては、同法第五十二條第三項に規定する期間が経過するまでの間も、同様とする。

4 手帳所持者が船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の規定による失業保険金(以下この項及び第六項において「失業保険金」という。)の受給資格を有する場合には、その者が当該資格に基づく所定給付日数(同法第三十三條ノ十二第一項の規定する所定給付日数をいい、同法第三十三條ノ十三ノ三第一項に規定する各延長給付を受けることができる者については、当該所定給付日数にこれらの延長給付に係る日数を加えた日数をいう。以下この項において同じ)に相当する日数分の失業保険金を受け終わる日(所定給付日数に相当する日数分の失業保険金を受け終わる前に当該資格に係る受給期間(同法の規定により失業保険金の支給を受けることができる期間をいう。以下この項において同じ)が満了す

〔沖法二〕

るときは、その満了する日)までの間は、手当を支給しない。その者が同法第五十二條ノ二第一項(個別延長給付及び全国延長給付に係る部分に限る。)又は第五十五條の規定による給付の制限を受けたため失業保険金又は同法第三十三條ノ十六第一項の規定による給付の支給を受けることができなくなった場合においては、これらの給付を受けることができなくなった日の前日における失業保険金の支給残日数(当該失業保険金の受給資格に基づく所定給付日数から既に失業保険金又は同項の規定による給付の支給を受けた日数を差し引いた日数(その日数が、失業保険金又は同項の規定による給付が支給されないこととなつた日から当該資格に係る受給期間が満了する日までの日数を超えるときは、その日から当該資格に係る受給期間が満了する日までの日数)をいう。)が経過するまでの間も、同様とする。

5 手帳所持者が職業訓練を受ける場合において、その者が法第四十四條第一項第一号に規定する職業訓練手当の支給を受けることとなつたときは、当該職業訓練手当の支給を受ける間は、手当を支給しない。その者が正当な理由がなく当該職業訓練を受けなかつたため職業訓練手当の支給を受けることができなくなった場合においては、そのためにその支給を受けることができない間も、同様とする。

6 第一項前段、第二項前段、第三項前段、第四項前段及び前項前段の場合において、当該基本手当若しくは傷病手当の日額、特例